

令和7年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	独占禁止法違反行為	兵庫県宝塚市新明和町1番1号 新明和工業 株式会社 代表取締役 五十川 龍之	令和7年5月14日から 令和7年8月13日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第3項	R7.5.14	当該業者は、エレベーター方式バレット型の機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
2	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区大手町二丁目6番4号 東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 城田 宏明	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
3	その他不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役社長 新納 啓介	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
4	その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 損害保険ジャパン株式会社 代表取締役 石川 耕治	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
5	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上火災保険株式会社 代表取締役 船曳 真一郎	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
6	その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 近畿日本ツーリスト株式会社 代表取締役 瓜生 修一	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、令和6年5月30日に実施した旅行において、発着地のいずれも営業区域外の旅客運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法に違反するサービスの提供を受けることをあつせんしたため、令和7年3月24日に観光庁から旅行業法に基づく業務停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

令和7年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
7	その他不正又は不誠実な行為	埼玉県北本市宮内五丁目351番地 丸和工業 株式会社 代表取締役 矢部 利人	令和7年6月9日から 令和7年7月8日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.6.9	当該業者は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。このことについて、当該業者及び当該業者の従業員は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。